



たつの市

# 事業承継促進 事業補助金

のお知らせ

専門事業者への委託経費

最大 **30** 万円  
補助

事業承継に課題を抱えている市内中小企業等を支援するため、承継に関する専門事業者への委託経費の一部を補助します。

## 補助内容

- 補助対象経費：専門事業者に支払う次の経費  
・ 初期診断に要する委託経費・課題分析に要する委託経費・企業評価に要する委託経費・企業概要書の作成に要する委託経費・コンサルティングに係る委託経費・マッチング登録に係る委託経費など
- 補助額：補助対象経費の2分の1（上限30万円）※ただし、先着順で予算の範囲内とします。

## 手続きの流れ

- 補助金交付申請前（補助金交付には、支援機関による支援が必須条件）
  - 兵庫県事業承継・引継ぎ支援センターによる出張相談に申し込み
  - 龍野商工会議所又はたつの市商工会の支援を受けて事業計画書を作成
- 補助金交付手続き

事業計画書作成

補助金交付申請

事業着手

完了・実績報告

請求書提出

## 支援機関

機関名	電話番号
兵庫県事業承継・引継ぎ支援センター	078-303-2299
龍野商工会議所	0791-63-4141
たつの市商工会	0791-72-7550

たつの市 産業部商工振興課

TEL 0791-64-3158(直通) FAX 0791-63-3784

Mail shokoshinko@city.tatsuno.lg.jp

詳細は裏面参照

# たつの市事業承継促進事業補助金

## 補助対象者

次の要件をすべて満たす中小企業者で、支援機関による支援を受けて事業承継を行う者

- (1) 市内に主たる事業所を有する個人又は法人であり、5年以上継続して市内で同一事業を行っている者
- (2) 市税を完納している者
- (3) たつの市暴力団の排除に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていない者
- (5) 宗教的・政治的な事業を行っていない者
- (6) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の中小企業者以外の者であって事業を営む者に所有されていない者
- (7) 国、県等他の地方公共団体から本事業と同様の補助金の交付を受けていない者

## 補助対象経費

補助対象者が専門事業者に支払う次の経費

- (1) 初期診断に要する委託経費
- (2) 課題分析に要する委託経費
- (3) 企業評価に要する委託経費
- (4) 企業概要書の作成に要する委託経費
- (5) コンサルティングに係る委託経費
- (6) マッチング登録に係る委託経費

※専門事業者とは… 金融機関、税理士事務所、会計事務所、法律事務所、M&A仲介事業者等

## 提出書類

交付申請	実績報告
<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 交付申請書（様式第1号）</li><li>(2) 誓約書（様式第2号）</li><li>(3) 支援機関（龍野商工会議所又はたつの市商工会）の支援を受けて作成した事業計画書（様式第3号）</li><li>(4) 支援機関（龍野商工会議所又はたつの市商工会）が発行した事業計画書作成証明書（様式第4号）</li><li>(5) 収支予算書（様式第5号）</li><li>(6) 事業所付近見取図</li><li>(7) 補助対象経費に係る見積書の写し（委託内容がわかるもの）</li><li>(8) 納税証明書（完納証明書）</li><li>(9) 個人事業主にあつては確定申告書の写し、法人にあつては登記事項証明書</li><li>(10) その他市長が必要と認める書類</li></ol>	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 実績報告書（様式第10号）</li><li>(2) 収支決算書（様式第11号）</li><li>(3) 領収書及び委託契約書等の写し</li><li>(4) その他市長が必要と認める書類</li></ol>

## その他

- ・本補助金は、三親等以内の親族以外の従業員又は第三者への円滑な事業承継を目的に交付するものです。また、年度ごとに先着順で申請受付し、予算がなくなり次第、受付を終了します。
- ・国、県等他の地方公共団体から同様の補助金の交付を受けている場合は申請することはできません。
- ・補助金の交付は、年度を問わず1事業者につき1回限りです。
- ・事業承継が完了するまでの間、事業承継実施状況を報告する必要があります。